

令和7年度 沖縄県立名護特別支援学校幼稚部入学者選抜募集要項

1 方針

「令和7年度沖縄県立特別支援学校幼稚部入学者選抜実施要項」の方針に基づき、沖縄県立名護特別支援学校幼稚部入学者の選抜は、障害の種類や程度に応じ、特別支援学校における教育が必要な者を選抜するために、次の方針に基づいて実施する。

- (1) 選抜は、本校学校長が所定の出願書類、発達検査（標準化されたもの）、行動観察及び面接の結果を基にして行う。
- (2) 選抜は、入学志願者（以下「志願者」という。）が募集定員を超過すると否とにかかわらず行う。

2 出願資格

- (1) 学校教育法施行令（昭和28年 政令第340号）第22条の3の規定の視覚障害者・聴覚障害者・知的障害者に該当する者。 ※別紙①参照
- (2) 令和6年度の3月31日（令和7年3月31日）で満年齢が3歳、4歳又は5歳に達する者。
3歳児：令和3年4月2日～令和4年4月1日生まれ
4歳児：令和2年4月2日～令和3年4月1日生まれ
5歳児：平成31年4月2日～令和2年4月1日生まれ
- (3) 本校において、**9月末日までに**志願前相談を受けた者。
- (4) 原則として、**保護者の保育参加が可能な者**。
- (5) 次に掲げる通学区域に在住している者。

○沖縄県教育委員会規則第7号

沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則により、定められた本校の通学区域第2条 名護特別支援学校の学区は、以下の第1のとおりとする。

第1

国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町（本部町立水納中学校区域を除く。）、名護市、宜野座村、金武町、恩納村（恩納村立安富祖、喜瀬武原及び恩納小学校区域に限る。）

ただし、以下の第2に掲げる区域については、県全域とする。

第2

伊平屋村、伊是名村、伊江村、本部町（本部町立水納中学校区域に限る。）、うるま市（うるま市立津堅中学校区域に限る。）、南城市（南城市立久高中学校区域に限る。）、久米島町、南大東村、北大東村、座間味村、渡嘉敷村、粟国村、渡名喜村、多良間村、竹富町、与那国町

3 募集定員

募集定員は別に定める。

4 出願期間

- (1) 出願受付 令和6年11月7日（木）午前9時～午後4時
11月8日（金）午前9時～午後4時（厳守）
- (2) 受付場所 沖縄県立名護特別支援学校 相談室

5 出願手続

志願者は、下記の(1)～(6)の出願書類を沖縄県立名護特別支援学校に提出すること。

- (1) 入学志願書（第1号様式）
- (2) 健康診断書（第2号様式－1，2）
- (3) 身体障害者手帳若しくは療育手帳の写（両方を所持している場合は両方の写）。
※1 出願時に更新期限が超過した身体障害者手帳及び療育手帳は無効とする。
※2 手帳未取得の場合は、専門医の診断書（第3号様式）
※3 各専門医の診断書は、障害の程度が証明可能なものとする。

- (4) 住民票謄本

（マイナンバーの掲載がなく、出願日前3ヶ月以内に発行されたものとする。）

- (5) 面接資料（本校指定様式）

※併願先は、しっかり記入してください。「教育相談予定者」になった場合の所在（保育園、幼稚園等）を明確にすることで、支援方法などのアドバイスをすることができるため。

- (6) 保健調査票

- (7) 食物アレルギーに関する調査票

※令和6年9月4日（水）に開催される「入学志願者募集要項説明会」にて、上記の入学志願書様式等を配布します。

- (8) 志願者が県外に在住している場合は、次の手続きによる。

ア 県外からの入学志願のための許可願（第4号様式）を出願受付日の14日前（その日が土曜日及び日曜日に当たる場合は、その日の直前の土曜日及び日曜日ではない日）までに教育長に提出し、許可を受けること。

イ 前記アの許可願（第4号様式）は、前述5（1）～（7）の提出物と合わせて、志願先特別支援学校長に提出すること。

※許可願（第4号様式）は、対象者にのみ配布します。

6 選抜の方法

- (1) 特別支援学校に、校長を委員長とする選抜委員会を置く。
- (2) 選抜委員会は、所定の出願書類、発達検査、行動観察及び面接の結果を基にして選抜を行う。

7 発達検査等の期日及び検査場

- (1) 期 日 令和6年11月20日（水）及び11月21日（木）のいずれか1日

※期日及び時間に関しては、願書受付から一週間程度で学校長より保護者宛に文書で通知します。日時の希望はできませんので、ご了承ください。

- (2) 検査場 沖縄県立名護特別支援学校 幼稚部教室

※保護者同伴で受検して下さい。

8 入学予定者及び教育相談予定者の発表・通知

- (1) 令和6年12月2日（月）午前9時に本校玄関に掲示し、同日午前10時頃までに、ホームページにも掲載する。

- (2) 本校学校長より、保護者に「入学予定者」もしくは「教育相談予定者」を通知する。

9 入学手続き

入学予定者は令和6年12月23日（月）午後4時までに入的手続を完了すること。